

株式会社笑顔いちばん 実務者研修事業（通信制）

学 則

1 研修の目的

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士第7条の2第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成23年厚生労働省告知第414号）により、当校は、わが国の急速な高齢化の進展の中で、介護サービスの基盤強化のため、すぐれた技術と人間性を兼ね備えた介護人材を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

さらに、介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、特別養護老人ホーム等の施設・事業所、居宅等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員を養成することを目的とする。

2 研修実施機関

株式会社笑顔いちばん

日本福祉アカデミー岐阜校（以下「当校」という）

3 研修の名称

研修事業の名称は次のとおりとする。

日本福祉アカデミー岐阜校 実務者研修 通信コース

4 研修の入所日

開催について随時開講とする。

5 休業日

休業日は、日祝祭日とする。

6 研修の要旨

研修 課程	事業所の 所在地	研修 形態	修業 年限	研 修 時 間	定員 (人)	受講料(取得資格)	受講の対 象者 募集範囲
一般公募	岐阜市	通信制	(6ヵ月)	942時間 (2級取得者) (初任者取得者) 267時間 (1級取得者) 222時間 (基礎研修取得者) 1,272時間 (上記以外の資格取得者)	15	・ 115,500円 (ヘルパ [®] -2級取得者) (初任者研修取得者) ・ 30,800円 (介護職員基礎研修取得者) ・ 195,000円 (上記以外資格取得者)	岐阜県 愛知県 三重県

(1) 受講対象者

一般公募型による実務者研修受講希望者。（介護の実務経験は問わない）

(2) 受講選考基準（入所資格）

演習を含む全ての過程を自力で修了が可能な者。定員15名での先着順とする。

(3) 受講料内訳

- ・ 受講料 195,000円（上限）
（受講者の取得資格によって免除される科目がある）
- ・ テキスト代（受講料に含まれる）11,520円

7 受講手続

(1) 募集時期

研修開始の3ヶ月前

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに金融機関へ振込にて納入する。

なお、指定の期日までに受講料が振り込まれないときには、受講できない場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。

但し、研修開始後は、理由の如何を問わず受講料は一切返還しない。

8 研修時間割り

通学（昼間時間帯）

時 限	時 間
1 時限目	9：30～11：00
2 時限目	11：10～12：40
<昼休>	12：40～13：20
3 時限目	13：20～14：50
4 時限目	14：55～16：25
5 時限目	16：30～18：00

※スクールアワーを適用する

9 研修内容（カリキュラム）

実務者研修のカリキュラムは、別表5（法第40条第2項第5号の介護福祉士学校関係）のとおりとする。

医療的ケアの科目については、別表1（法第40条第2項第1号の介護福祉士学校関係）のとおりとする。

また、喀痰吸引等の基本演習については、平成23年介護福祉士によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱に準じ執り行う。

10 実施場所

〒500-8104 岐阜市美園町4丁目7番地 SENビル3階、4階

日本福祉アカデミー岐阜校

電話 058-216-8232

Fax 058-201-0881

介護福祉士実務者研修 通信コースの認可を受けた養成施設である。

11 研修の免除

応募者が過去に取得した資格によって研修科目の一部が免除される。

（別紙「保持資格による免除条件」参照）

12 主要テキスト

中央法規出版 テキスト「実務者研修テキスト 全5巻」

（2021年6月第3版 第3刷）

13 研修規程

(1) 通信の部

i 医療的ケア以外

①通信科目別にテキストの内容に沿った課題に回答し提出する。

②提出された課題の添削（採点および訂正）を行う。

③通信科目ごとの添削による評価基準を設け、下記基準に達する者を知識の修得が成されていると判断する。

評価基準

ランク	得点	合否
A	90点以上	合格
B	80点以上	合格

C	70 点以上	合格
D	69 点以下	不合格（再提出）

- ④添削評価基準に達しない場合は、再度同じ課題に対して提出する。
- ⑤再提出されたものが評価基準内であれば修了とする。また、評価基準に達するまで課題提出と添削は繰返される。
- ⑥介護課程Ⅲが合格しなければ、通学（スクーリング）を受けることはできない。

ii 医療的ケア

- ①通信科目別にテキストの内容に沿った課題に回答し提出する。
- ②提出された課題の添削（採点および訂正）を行う。
- ③添削による評価基準を設け、下記基準に達する者を知識の修得が成されていると判断する。

評価基準

ランク	得点	合否
A	90 点以上	合格
D	89 点以下	不合格（再提出）

- ④添削評価基準に達しない場合は、再度同じ課題に対して提出する。
- ⑤再提出されたものが評価基準内であれば修了とする。また、評価基準に達するまで課題提出と添削は繰返される。
- ⑥合格しなければ、医療的ケアの基本演習を受けることはできない。

(2) 通学の部

i 出席の確認方法

- ①講義・演習の出欠確認は、訓練指導者評価票の提出により行う。
- ②研修遅刻者の扱いについては、理由の如何にかかわらず、講師が登壇した時点で講師が着席したと確認できない者を遅刻とする。
- ③遅刻は欠席と同様の扱いとする。

ii 介護課程Ⅲの評価方法

講師による実技評価を行う。介護技術の習得度について別紙「評価チェックリスト」を使用し、評価を行う。
チェックリストの「A 判定」を 7 割以上で合格とする。
不合格となった場合は、再評価を行い、基準を満たすまで繰り返す。

iii 医療的ケア演習の評定方法

たんの吸引及び経管栄養の演習を下記のとおり行い、下記のとおり評価を行う。

①基本研修の内容

たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）と経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）の 5 つのケアの種類ごとに 5 回以上の演習を実施する。評価票の全ての項目についての講師の評価結果が「手順どおりに実施できている」とされた場合に、演習の修了となる。

<医療的ケア基本演習実施回数表>

ケアの種類	実施回数
口腔内のたんの吸引	5 回以上
鼻腔内内のたんの吸引	5 回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	5 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5 回以上
経鼻経管栄養	5 回以上
救急蘇生法	1 回以上

- ②国が定めた「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱」

に順じた別添1の評価票を用いて評価する。

③取得度評価は、担当講師がケア毎に評価し、修得されたと認めた時に修了となる。

④取得されたと判断されない場合は、再評価を受け修得されたと認められることを条件とする。

(5) 実地研修の実施について

実地研修については、当講座では実施しない。

但し、当講座の基本演習で修得したものを下に、実地研修を他講座において若しくは、就業先事業所で実地研修することができる。

14 課程修了の認定

別紙「保持資格による免除条件」の受講時間数を満たし、且つ、13 研修課程(1)通信の部の評価基準、(2)の通学の部の評価基準を満たしていること。

15 修了証明書

修了が認定された者には、修了証明書を交付する。修了証明書交付をもって卒業とする。

16 補講の取扱い

研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては、同時期に開講している別の研修の同じ項目を受講し、当該時間を修了したものとみなす。また、補講は原則として当校において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。

17 休学・復学

休学・復学は、原則認めないこととする。

18 賞罰

受講者が当校の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分に反する次の行為のあったときには、賞罰として退学を命ずることがある。

A) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるもの。

B) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反したものの。

19 講師

講師については、講師担当科目一覧、講師履歴書は、添付資料のとおりとする。

20 秘密の保持

受講者から取得した個人情報については、下記のように定め保護に努めることとする。

(1) 取得する個人情報の内容

A) 基本的情報：氏名、生年月日、性別、住所（住民票住所）、ご連絡先

B) 業務経験：取得資格、業務経験歴

(2) 個人情報の利用目的

A) 当校の講座受講運営業務

B) 就業支援

C) 指定行政機関への報告

ただし、下記の場合に、事前に本人の同意を得ることなく、必要な個人情報を関係する第三者に提供することがあります。

A) 法令に基づく場合

B) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

C) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

D) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

21 その他

この学則に必要な細則及びこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当校がこれを定める。

22 付則

この学則は、平成 28 年 9 月から施行する。
この学則は、平成 28 年 11 月から施行する。
この学則は、平成 29 年 6 月から施行する。
この学則は、平成 30 年 4 月から施行する。
この学則は、平成 30 年 7 月から施行する。
この学則は、令和元年 8 月から施行する。
この学則は、令和 4 年 2 月から施行する。
この学則は、令和 5 年月 3 月から施行する。